

平成 29 年 11 月 6 日開催

厚生常任委員協議会資料

| | | |
|--|----------|------|
| プラスチック類等の分別区分の変更について | ・・・・・・・・ | 1 |
| 燃やせないごみから燃やせるごみに区分変更となる品目一覧 チラシイメージ | ・・・・・・・・ | 別紙 1 |
| 「平成 30 年 4 月から家庭ごみの分別の一部が変わります」 | ・・・・・・・・ | 別紙 2 |

-

プラスチック類等の分別区分の変更について

| | |
|-------|-----------|
| 所管委員会 | 厚生常任委員協議会 |
| 提出課 | 生活環境課 |

1 見直し案の概要

平成 30 年 4 月から、金属を含まないプラスチック類及びゴム製品（以下、「プラスチック類等」という。）を、「燃やせないごみ」から「燃やせるごみ」として排出できるように分別区分の変更を行う。

(1) 変更する品目

分別区分の変更により、「燃やせないごみ」から「燃やせるごみ」となる品目は別紙1のとおり

※「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」の改訂版を作成し、その巻末には現行のガイドブックと同様に、主な品目と分別区分、排出時の注意点を掲載する

※容器包装（プラスチック製）は、これまでどおり、資源物として取り扱う

(2) 大きさ別のプラスチック類等の取扱い区分について

① 指定袋に入るもの 及び 1 辺の長さが 50 cm 以下のもの

※1 辺の長さが 50cm 超のものを、分解などして 50cm 以下にしたものも同様

- ・「燃やせるごみ」として取り扱う・・・**変更**（ただし、板倉区は変更なし）
- ・「燃やせるごみ」の指定袋に入れるか指定シールを貼り、「燃やせるごみ」の日に集積所に排出する

② 指定袋に入らないもの 及び 1 辺の長さが 50 cm 超 1m 以下のもの

※1 辺の長さが 50cm 以下でないと施設の受入に、また、1m を超えると塵芥車による運搬に支障がある

- ・「燃やせないごみ」として取り扱う・・・**従来どおり**
- ・「燃やせないごみ」の指定シールを貼り、「燃やせないごみ」の日に集積所に排出する

③ 1 辺の長さが 1m 超のもの

- ・「燃やせないごみ」として、民間処分業者に直接搬入する・・・**従来どおり**
- ・クリーンセンターに直接搬入することもできるものとする・・・**新規**

<大きさ別の区分 現行と変更後>

| | サイズ | 品目例 | 現行 ⇨ | 区分変更後 |
|---|---|---|----------------------------|------------------------------------|
| ① | 指定袋に入るもの 及び 1 辺の長さが 50cm 以下のもの | バケツ、雨ガッパ、ゴム長靴、CD 等 ※薄いマットレス（スプリングなし）は、50cm を超えるが折りたたむため布団と同様の取扱いとする。 | 「燃やせないごみ」として集積所に排出 | 「燃やせるごみ」として集積所に排出 |
| ② | 指定袋に入らないもの 及び 1 辺の長さが 50cm 超 1m 以下のもの | 左記のサイズの衣装ケース、クーラーボックス、風呂のフタなど | 「燃やせないごみ」として指定シールを貼り集積所に排出 | 変更なし |
| ③ | 1 辺の長さが 1m 超のもの | 左記のサイズの大型の衣装ケース、スタイロ畳など | 「燃やせないごみ」として民間処分業者に搬入 | 「燃やせないごみ」として民間処分業者に搬入又はクリーンセンターに搬入 |

2 市民への周知

(1) 説明会の開催

小学校区単位を目途に、市内 50 か所程度で市民説明会を開催する。

※説明に際しては、容器包装（プラスチック製）は、これまでどおり資源物として、適正排出とリサイクルの必要性を説明する

(2) 広報上越への掲載と報道機関への情報提供

広報上越に掲載するほか、報道機関に情報提供を行い、様々な媒体を通じて変更をお知らせする。

(3) ガイドブックの作成・配布

ガイドブックを改訂し、チラシとともに全戸配布を行う。なお、チラシの原案は別紙2のとおり。

3 スケジュール

・平成 30 年 4 月からの新たな分別区分の適用を目指す

| 項目 | 年月 | H29年10月 | 11月 | 12月 | H30年1月 | 2月 | 3月 |
|---------------|----|------------------------------|-----------|-------------------------------------|-----------------|--------------------------------|------------------------|
| ①ガイドブック、チラシ配布 | | | | 作成開始 | | 納品 | 全戸配布 |
| ②市民説明会等 | | | 厚生常任委員協議会 | | 市民説明会 ・小学校単位 | | (追加説明) |
| ③広報周知 | | | | 広報12/1掲載 HP12/1掲載 ・区分変更、説明会案内 | | 広報2/1掲載 HP2/1掲載 ・区分変更の特集 | 広報3/1掲載 ・ガイド配布のお知らせ |
| ④環境政策審議会 | | 第2回審議会 ・見直しの内容 ・市民周知方法 | | | | | |

4 分別誤りへの対応について

- ・金属部を多く含むプラスチック類等が「燃やせるごみ」として排出された場合は、分別違反として取扱う
- ・分別誤りの防止に向け、広報紙、市ホームページで継続的に周知を行う

燃やせないごみ から 燃やせるごみに区分変更となる品目一覧

別紙1

| No | 品目 | 注意点・備考 |
|----|---------------------|--------------------------|
| 1 | 雨がっぱ | |
| 2 | 衣装ケース(プラスチック製) | ※注 詳細は、最下段の欄外を参照 |
| 3 | 椅子(プラスチック製) | ※注 詳細は、最下段の欄外を参照 |
| 4 | 印鑑(プラスチック製) | |
| 5 | 植木鉢(プラスチック製) | |
| 6 | 浮き輪 | |
| 7 | うちわ(プラスチック製) | |
| 8 | MD(ケース含む) | |
| 9 | 塩化ビニールパイプ | ※注 詳細は、最下段の欄外を参照 |
| 10 | 園芸用支柱(プラスチック製) | ※注 詳細は、最下段の欄外を参照 |
| 11 | オアシス(フラワーアレンジメント用) | |
| 12 | おたま(プラスチック製) | |
| 13 | お盆(プラスチック製) | |
| 14 | おもちゃ(プラスチック製) | |
| 15 | カード類(プラスチック製) | |
| 16 | カーペット(化学繊維製) | 50cmを超える場合があるが、布団類と同様の取扱 |
| 17 | 額縁(プラスチック製) | |
| 18 | 傘立て(プラスチック製) | ※注 詳細は、最下段の欄外を参照 |
| 19 | カセットテープ(ケースごと) | |
| 20 | カップ(プラスチック製) | |
| 21 | 花びん(プラスチック製) | |
| 22 | カメラのケース(化学繊維製) | |
| 23 | 乾燥剤 | |
| 24 | 給油ポンプ | モーター付きのものは不燃 |
| 25 | 杭(プラスチック製) | |
| 26 | クーラーボックス | ※注 詳細は、最下段の欄外を参照 |
| 27 | 串(プラスチック製) | |
| 28 | 櫛(プラスチック製) | |
| 29 | クッション(化学繊維製) | |
| 30 | クリアファイル | |
| 31 | クリーニングの袋 | |
| 32 | グローブ(合皮製) | |
| 33 | 計量カップ・スプーン(プラスチック製) | |
| 34 | ゲームソフト(ディスク状のもの) | |
| 35 | ござ(プラスチック製) | 50cmを超える場合があるが、布団類と同様の取扱 |
| 36 | コップ(プラスチック製) | |
| 37 | ごみ箱(プラスチック製) | ※注 詳細は、最下段の欄外を参照 |
| 38 | ゴルフバック | ※注 詳細は、最下段の欄外を参照 |
| 39 | 梱包用のプラスチックベルト | |
| 40 | サーフボード | ※注 詳細は、最下段の欄外を参照 |
| 41 | 皿(プラスチック製) | |
| 42 | ざる(プラスチック製) | |
| 43 | 三角コーナー(プラスチック製) | |
| 44 | サンダル | |
| 45 | CD(ケースを含む) | |
| 46 | 下敷き(プラスチック製) | |
| 47 | しゃもじ(プラスチック製) | |
| 48 | じゅうたん | 50cmを超える場合があるが、布団類と同様の取扱 |
| 49 | 定規(プラスチック製) | |
| 50 | 将棋の駒(プラスチック製) | |
| 51 | じょうろ(プラスチック製) | |
| 52 | 人工芝 | |
| 53 | スキー靴・スキーウェア・スキー手袋 | |
| 54 | ストロー | |
| 55 | スノーボード用ブーツ | |
| 56 | すのこ(プラスチック製) | ※注 詳細は、最下段の欄外を参照 |
| 57 | スプーン(プラスチック製) | |
| 58 | スポンジ | |
| 59 | スリッパ(ナイロン製・ビニール製) | |
| 60 | 接着剤のチューブ | |

| No | 品目 | 注意点・備考 |
|-----|-----------------------------|--------------------------|
| 61 | 洗剤の計量カップ(プラスチック製) | |
| 62 | 洗濯ネット | |
| 63 | 洗濯ばさみ | |
| 64 | 洗面器 | |
| 65 | 造花 | |
| 66 | 草履(プラスチック製) | |
| 67 | そり(プラスチック製) | ※注 詳細は、最下段の欄外を参照 |
| 68 | ダイレクトメールが入っていた外袋(プラスチック製) | |
| 69 | 卓球の球 | |
| 70 | タッパ | |
| 71 | たんす(プラスチック製) | ※注 詳細は、最下段の欄外を参照 |
| 72 | ちりとり(プラスチック製) | |
| 73 | つりざお(プラスチック製) | ※注 詳細は、最下段の欄外を参照 |
| 74 | DVD(ケース含む) | |
| 75 | テーブルクロス(ビニール製) | |
| 76 | テニスのラケット(プラスチック製) | |
| 77 | 手袋(ゴム製・ビニール製) | |
| 78 | テレビ台(プラスチック製) | ※注 詳細は、最下段の欄外を参照 |
| 79 | トレイ(プラスチック製) | |
| 80 | 長靴 | |
| 81 | 生ごみコンポスト容器 | ※注 詳細は、最下段の欄外を参照 |
| 82 | なわとび(ビニール製) | |
| 83 | 人形(プラスチック製) | |
| 84 | 寝袋 | |
| 85 | 農業用ビニール(家庭菜園用) | |
| 86 | バケツ(プラスチック製) | |
| 87 | 箒(プラスチック製) | |
| 88 | バット(プラスチック製) | |
| 89 | バドミントンのシャトル | |
| 90 | 歯ブラシ | |
| 91 | ハンガー(プラスチック製) | |
| 92 | ビデオテープ(ケース含む) | |
| 93 | フィルム(写真) | |
| 94 | フォーク(プラスチック製) | |
| 95 | プラモデル | |
| 96 | プランター(プラスチック製) | ※注 詳細は、最下段の欄外を参照 |
| 97 | ブルーシート | 50cmを超える場合があるが、布団類と同様の取扱 |
| 98 | ブルーレイディスク(ケースを含む) | |
| 99 | フロッピーディスク(ケースを含む) | |
| 100 | 風呂のいす | |
| 101 | 風呂のふた(プラスチック製) | ※注 詳細は、最下段の欄外を参照 |
| 102 | ベビーバス | ※注 詳細は、最下段の欄外を参照 |
| 103 | 弁当箱(プラスチック製) | |
| 104 | ポウル(調理用、プラスチック製) | |
| 105 | ホース(ゴム・ビニール) | |
| 106 | ホースリール | 金属製は燃やせないごみ |
| 107 | ポータブルトイレ | |
| 108 | 哺乳瓶(プラスチック製) | |
| 109 | ポリタンク(18ℓ用) | |
| 110 | 保冷剤(クーラーボックスなどに入れる固いタイプのもの) | |
| 111 | 枕(化学繊維製) | |
| 112 | マットレス(スプリングの無いもの) | 50cmを超える場合があるが、布団類と同様の取扱 |
| 113 | まな板(プラスチック製) | |
| 114 | マルチシート(家庭菜園等で使用するもの) | |
| 115 | 水枕 | |
| 116 | ラップ | |
| 117 | ランドセル | |
| 118 | リコーダー | |
| 119 | レコード | |
| 120 | 輪ゴム | |

網掛けの品目 ※注

- ① 指定袋に入るもの 及び 1辺の長さが50cm以下のもの
「燃やせるごみ」として取り扱う。「燃やせるごみ」の指定袋に入れるか指定シールを貼り、「燃やせるごみ」の日に集積所に排出する。
- ② 指定袋に入らないもの 及び 1辺の長さが50cm超1m以下のもの
「燃やせないごみ」として取り扱う。「燃やせないごみ」の指定シールを貼り、「燃やせないごみ」の日に集積所に排出する。
- ③ 1辺の長さが1m超のもの
「燃やせないごみ」として、民間処分業者へ直接搬入する。クリーンセンターに直接搬入することもできる。

平成30年4月から 家庭ごみの分別の一部が変わります

別紙2
チラシイメージ

分別の変更点

現在、「燃やせないごみ」として分別している
「プラスチック製品」、「ゴム製品」が
平成30年4月1日から「燃やせるごみ」に変わります。

平成30年3月31まで
燃やせないごみ

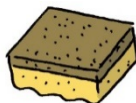
のうち、プラスチック製品、ゴム製品



バケツ



プラ製ハンガー



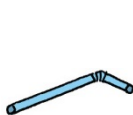
スポンジ



CD、ビデオテープ



ゴム手袋、ゴム長靴



ストロー



レインコート



クリーニングの袋

変更

平成30年4月から

燃やせる
ごみへ

金属部分は可能な限り取り外し
てください。
外した金属は燃やせないごみへ

※50cm超1m以下のものは、今までどおり「燃やせないごみ」として、燃やせないごみ指定袋又は指定シールを貼って出してください。例：衣装ケース、風呂のフタ など。

※1mを超えるものは、集積所には出せないため、直接、民間処分業者又はクリーンセンターへ搬入してください。

注意点

「容器包装（プラスチック製）」は、これまでどおり、資源物として出してください。

※容器包装（プラスチック製）は、商品を入れたり包んでいたもので、プラマークがついているものです。



資源物の日に出して
ください！



プラマーク

裏面もご覧ください

分別変更 Q & A

Q 分別区分を変更する理由は？

A 新しい焼却施設が稼働したことにより、これまで埋立処理していたプラスチック製品」や「ゴム製品」の焼却が可能となりました。このため、市民の皆さんの利便性向上(排出回数が月2回から週3回へ増加)や埋立処分場の延命化につながることから、分別区分を変更するものです。

Q 容器包装（プラスチック製）も燃やせるごみになるの？

A いいえ、これまでどおり、資源物として出してください。

容器包装（プラスチック製・紙製）は、容器包装リサイクル法という法律に基づき、消費者（分別排出する）、市町村（分別収集する）、メーカーなどの事業者（費用を負担しリサイクルする）の三者が役割を分担し、リサイクルする仕組みが確立されています。分別にご協力ください。

再確認！ 容器包装（プラスチック製）の出し方

◎容器包装（プラスチック製）は、分別の変更はありません。
これまでどおり資源物です。

正しく分別する

プラマークが付いているものが容器包装（プラスチック製）です。



汚れを落とす

汚れが付着していると、リサイクルできません。食器洗いの残り水で軽くすすぐか、ふき取ってください。



二重袋にしない

袋の中に複数の袋を入れるなどビニール袋を二重にすると、手作業での異物の選別・除去作業に大きな支障となります。



このチラシに関するお問合せ先

上越市役所生活環境課 ☎025-526-5111（代）
又は、各区総合事務所 市民生活・福祉グループ
〈区にお住まいの方は、お住まいの地区の総合事務所へ〉